

第4章 特定健康診査及び特定保健指導の対象者

1 特定健診の対象者（推計）

(1) 特定健診の対象者の定義

特定健診の対象者は、広島市国民健康保険の被保険者であって、実施年度に40歳以上75歳未満の者としします。ただし、次に示す者は対象者から除くものとしします（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に関する大臣告示（平成20年厚生労働省告示第3号））。

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- ③ 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者
- ④ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者

(2) 特定健診の年度別対象者数

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
※1 特定健診対象者数（見込み）	184,700人	179,898人	175,221人	170,665人	166,228人	161,906人
特定健診受診率目標	25%	30%	35%	40%	45%	50%
特定健康診査実施者数（見込み）	46,175人	53,969人	61,327人	68,266人	74,803人	80,953人

※1 特定健康診査対象者数は、平成27年度から平成29年度の平均伸び率をもとに算出。

2 特定保健指導の対象者（推計）

(1) 特定保健指導の対象者の定義

特定保健指導の対象者は、国が示す特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条に基づき、選定と階層化を行います。

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40－64 歳	65－74 歳
$\geq 85\text{cm}$ （男性） $\geq 90\text{cm}$ （女性）	2 つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で $\text{BMI} \geq 25$	3 つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当			

①血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上、または HbA1c（JDS 値・平成 24 年度まで）5.2%以上（NGSP 値・平成 25 年度から）5.6%以上

②脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満

③血圧：収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上

(2) 特定保健指導の年度別対象者数

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
※1 特定保健指導対象者数（見込み）	5,371 人	6,278 人	7,133 人	7,941 人	8,701 人	9,416 人
特定保健指導実施率目標	37.3%	41.8%	46.3%	50.8%	55.3%	60%
特定保健指導実施者数（見込み）	2,003 人	2,624 人	3,303 人	4,034 人	4,812 人	5,650 人
※2 動機付け支援	1,774 人	2,294 人	2,856 人	3,457 人	4,092 人	4,777 人
積極的支援	229 人	330 人	447 人	577 人	720 人	873 人

※1 特定保健指導対象者数は、広島市における平成 26 年度から平成 28 年度の特定健康診査実施者数に占める平均対象割合をもとに算出。

※2 動機付け支援及び積極的支援の各対象者数は、平成 28 年度の法廷報告値から、実施率の目標数値の上昇に合わせて算出。